

世界経済の回顧と展望

〔要旨〕

昨年の世界経済は、西欧諸国や日本の成長率鈍化といった問題を含みながらも、米国経済の力強い発展を中心に総体としてはまず順調な拡大を遂げた。64年末から65年初にかけて、かなりの波乱を示した国際金融情勢も、その後ポンドの回復、ドル防衛策の浸透などから年次以降一応落ち着きを取り戻している。この間、低開発国経済は地域により色々な動きを示し、とくに東南アジア諸国の不調が目立ったが、共産圏では総じて経済事情の改善がみられる。本年の世界経済の見通しは必ずしも暗くはなく、欧米主要国の拡大基調、さらにはわが国経済の持ち直し等にさえられて、少なくとも昨年並みの拡大を期待できよう。

しかしこうした経済の拡大基調のなかにも、多くの問題が伏在している。米国におけるインフレ懸念の現実化、西欧におけるコスト・プレッシャー圧力の増大、低開発国とくにアジア諸国の輸出伸び悩みと外貨事情の窮屈等がその主要なものであるが、さらにEECの経済統合化の行きづまり、ケネディ・ラウンドの見通し難、欧米間の金利政策の不調整など、政策面でも多くの問題を残している。したがって世界の主要国にとって、今後に残された政策課題は多く、その政策環境は今後もいっそうきびしさを増すだろう。またそれだけに今後ますます多様な政策手段の展開が必要となり、一方では国際協力や政策調整の必要性もいよいよ強まっていくものとみられる。

今後わが国としては、こうした複雑な国際環境に対処しつつ経済の立直しを図っていくかなければならないが、現在のわが国の経済力の水準からみて、世界経済の影響をたんに受身に考えるだけではなく、同時に世界経済の発展に積極的に寄与すべき立場にあるという点をも念頭に入れていく必要がある。

〔目次〕

1. 1965年中の世界景気動向
 - (1) 世界の生産と貿易の推移
 - (2) 米国経済の拡大基調持続と過熱懸念
の台頭
 - (3) 西欧諸国における成長率の鈍化
 - (4) 低開発諸国経済の動き
 - (5) 共産圏諸国の経済動向
2. 金融政策の基調と国際金融・資本市場の動き
 - (1) 金融政策の方向と政策環境
 - (2) 国際金融市场の平静化と今後の動き
 - (3) 欧米資本市場の動き
3. 国際経済の諸問題
 - (1) EECの危機とケネディ・ラウンド
の停滞
 - (2) 国際通貨問題の進展
 - (3) 南北問題解決への動き
 - (4) アジア開発銀行の設立決定
 - (5) コメコンの動きと東西貿易
4. むすび

1. 1965年中の世界景気動向

(1) 世界の生産と貿易の推移

1965年中、自由世界の工業生産はおおむね6～7%の拡大をみたものと思われる。この増加率は前年の7.2%をやや下回っているが、最近5年間の平均(6.1%)に比べれば決して低いわけではなく、世界経済は全体として引き続き順調な拡大基調にあると判断してよいであろう。

もっとも国別にみた事情はやや複雑である。まず米国は、堅調な個人消費と企業の旺盛な設備投資にささえられて年間を通じて力強い拡大を続け、一部にみられた下期停滞の予想を完全にくつがえした。秋口以降、さすがに供給余力の減少、インフレ懸念の台頭など、微妙な情勢変化がみられ、さらにベトナム戦費の増大が経済の攪乱要因となるおそれも生じているが、それでもかかわらず経済の先行きについては強気感が大勢を支配している。

これに対して西欧諸国やわが国では、総じて経済活動の伸び悩みがみられた。もとより、そのなかでも各国の景気局面は必ずしも一様ではない。すなわち、英国、西ドイツでは賃金、物価の上昇傾向がいぜんやまないものの、引締め効果の浸透につれて景気は秋口以降ようやく鎮静化のきざしをみせはじめた。一方フランス、イタリアでは、設備投資の不振を主因に年央まで景況の停滞が目立ったが、その後生産活動は次第に回復に向かっている。この間各国共通の悩みは、根強いコストインフレの進行であり、これが各国の政策態度を勢い慎重ならしめている。だが、フランス、イタリア経済の自律回復を考慮すれば、西欧全体としての本年の成長率がさらに鈍化すると考えるのは早計であろう。

なお、低開発諸国の経済は、地域によってかなり異なる動きを示した。最も好調に推移したの

は石油生産の増加にささえられた中近東であり、これに次いで中南米もまた順調な拡大をみせた。これに対して東南ア、アフリカの経済は再び停滞に向かいはじめ、とくに軍事緊張や政情不安の影響をうけた東南アの伸び悩みが目立った。

(第1表)

世界の工業生産

(前年同期比増加率、%)

	世界	うち 工業国				うち 低開 発国
			米国	E E C	日本	
1962年	7.4	7.4	7.7	5.6	8.4	7.7
63年	5.3	4.6	5.6	4.5	9.8	6.4
64年	7.2	8.1	6.0	7.2	17.0	8.1
65年						
1～3月	7.6	7.7	8.8	4.1	8.3	8.3
4～6月	6.0	6.1	7.5	4.7	4.5	8.2
7～9月			7.9*		2.5*	

資料：United Nations—Monthly Bulletin of Statistics

* 各国統計により算出。

このような生産の増大に伴って世界貿易も順調に拡大し、1965年中8～9%の増加をみたものとみられる。しかしこのなかで注目されるのは、工業国間の貿易が好調を続けているのに対して、工業国との低開発国からの輸入の伸び悩みが著しいことである。これは、輸入依存度の高い西欧諸国や日本の成長率鈍化に伴う実需の減少と一次産品市況の低落によるものである。この結果低開発諸国では、当然輸出の伸び悩みが目立っており、これが借款元利払いの増大と相まって各国の外貨準備を圧迫している。それだけに、一次産品市況が秋口以降下げ止まりないし反発に転じていることは注目されるべきであろう。

いま一つ昨年の動きとして重要なのは、主要国間の貿易を通じて、各国のインフレ、デフレの一方的進行が回避されたことである。たとえば、経済の停滞が目立っていたフランス、イタリアの西ドイツ向け輸出は大幅に増加し、これがフランス、イタリアの景気回復への足掛りとなつた一

方、西ドイツにおけるインフレ圧力の軽減に役立った。また日本が最悪の事態を回避できた背景の一つは、米国向け輸出の増大であった。

しかし反面、上記のような貿易動向は国際収支の改善に苦慮する米国に新たな負担を加えることとなった。なお英国は、経済活動が高水準を続けていたにもかかわらず、輸出促進、輸入抑制努力にささえられて貿易収支は次第に改善をみせており、これが秋口以降のポンドの立直りに寄与している。

この間共産圏では、一部の国を除いて農業生産がやや好転し、また工業生産もかなりの回復を示した。しかし農工業生産とも、いぜん従来からの停滞傾向をあらためるには至っていない。このためソ連、東欧を中心に経済管理体制の合理化、利潤原理の導入により生産効率を高めようとする動きが目立っているほか、農業資材や機械、設備に対する輸入需要も高まっている。これに加えて、自由諸国側の市場獲得競争の激化もあって、東西

貿易は引き続き拡大傾向をたどっている。

(2) 米国経済の拡大基調持続と過熱懸念の台頭

米国経済は昨年中も引き続き拡大基調に推移した。1961年3月に始まった景気上昇過程は昨年末現在58ヶ月に及び、なお今後も安定的拡大の持続が予想されている。

昨年のG N P(名目)は6,756億ドルで、実質成長率は5.4%に達した。この成長率は1961~64年間の平均成長率4.3%を大幅に上回るばかりか、一昨年の5%という成長率をもこえるものであり、米国経済は2年連続して高成長率を維持したこととなる。この間、昨年中の生産指数は前年比8%の上昇をみた。この上昇率は1961~64年間のいずれの年のそれよりも高い。

昨年中の景気の推移をみると、上半年とくに第1四半期の伸びが大きかった。これはこの期間に一昨年第4四半期の自動車ストの反動が集中的に現われたこと、昨年5月に予定された鉄鋼ストを見越して鉄鋼備蓄在庫が急増したことなどによる

ところが大きかった。しかし

こうした特殊要因が剥落した後も、経済は引き続き順調な拡大を続けた。この間景気の先行きに対する最大の不安要因として懸念されていたのは鉄鋼労使交渉の成行きであり、9月初めの交渉妥結後は在庫調整による景気停滞の可能性が注目されていた(事実9月、10月の生産指数は8月の水準を下回った)。しかしながら、自動車産業の好調(年間生産見込み930万台、史上最高)に加え、年末近くにはベトナム軍需が急増したことなどもあって鉄鋼業生産の

(第2表)

世界の輸出入

(前年同期比増減(△)率、%)

	輸 出				輸 入					
	1960 63年 平均		1964		1960 63年 平均		1964			
	1~ 3月	4~ 6月	7~ 9月		1~ 3月	4~ 6月	7~ 9月			
世 界	7.7	12.3	4.9	9.7	10.5	7.7	11.6	5.9	9.4	9.2
工 業 国	8.5	13.1	6.8	11.1	12.1	8.6	12.1	5.0	8.6	10.0
米 国	7.5	13.6	△ 9.4	11.5	5.5	3.2	8.9	5.5	18.9	10.4
英 国	5.2	4.1	3.5	10.0	17.1	5.1	14.6	1.0	5.0	7.2
西 ド イ ツ	10.6	10.9	11.7	7.2	12.0	11.4	12.3	23.4	22.3	20.0
フ ラ ン ス	9.6	11.3	6.6	10.7	18.5	14.6	15.5	△ 1.6	△ 1.0	4.1
イ タ リ ア	15.0	17.8	26.2	22.6	13.9	23.0	△ 4.7	△ 14.9	△ 6.9	16.4
E E C (対域内)	10.6	13.3	12.7	10.6		13.7	11.0	4.2	5.9	
(対域外)	18.2	15.4	13.6	9.6		18.2	14.6	9.7	10.2	
日 本	6.3	11.7	12.0	11.3		11.2	8.7	0.6	3.0	
低 開 発 国	12.2	22.3	39.2	27.1	29.2	17.7	18.0	△ 0.9	6.1	6.8
	5.6	9.6	1.5	8.2	6.2	4.6	7.9	5.4	7.5	4.4

資料：IMF—International Financial Statistics.

EEC—General Statistical Bulletin.

落込みも当初予想に比べ軽微かつ短期間に終わり、10月末をボトムに再び生産は回復に向かった。なお、上記のような旺盛な経済活動を映じて失業率はすう勢的に低下し、12月央には4.1%の低水準となった。

高成長をさえた主要因の一つは堅調な個人消費支出であり、他の一つは企業の旺盛な設備投資であった。消費需要の中ではとくに自動車など耐久消費財の好調な売れ行きが目立つ。これが着実な個人所得上昇に基づいているのはいうまでもないが、これには一昨年から実施された個人所得税の大幅減税や昨年初頭にさかのぼって実施された社会保障給付の引上げ、6月に実施された消費税減税などが与って力があった。

一方、民間設備投資は企業の高収益持続や明るい景気見通しにささえられて、昨年中前年比約15%の増加をみたものとみられている。

消費や設備投資のほかに在庫投資も、上記のような鉄鋼在庫積み増しが響き、とくに第1四半期を中心大きな伸びを示した。

反面、財政支出の伸びはGNPの伸びを下回っており、また住宅投資、経常海外余剰は前年をむしろ下回った。

このように米国経済は昨年も安定成長を持続したが、下半期に至ってインフレ懸念が徐々に高まってきた点が問題である。

前述した失業率の低下に伴い経済各部門に労働力不足が目立ちはじめ、とくに熟練労働者の不足には著しいものがある。また生産能力増加率が生産上昇のテンポに追いつかなかったため、設備稼働率は次第に上昇、最近では90%と従来のピーク(92%)に接近した。こうした供給余力の縮小は必然的に物価の上昇圧力を強めていく。すなわち、1961~64年間、卸売物価は横ばいに推移し、消費者物価上昇テンポも年率1.3%ときわめてゆるやかなものであったが、昨年にはいって物価は騰勢

を示しはじめ、卸売物価上昇率(11月、前年同月比)は2.8%、消費者物価上昇率(同上)は1.7%となつた。もっとも物価上昇には農産物など季節商品の一時的値上がりといった面のあることも事実である。しかし一昨年秋以降、工業製品とくに非鉄金属などの工業原材料がじり高傾向を続けていることは、労働コストの上昇傾向とともに注目しなければならない。

この間、金融市場は企業の旺盛な資金需要を反映して、年間を通じて次第に引締まり傾向を強めた。すなわち、1961~64年の間、上述したような安定成長の中で企業の内部資金は着実に増加し企業の投資活動をまかなってきたが、一昨年末ごろ以降、投資拡大のテンポが内部資金増加のテンポを上回るに至った結果、企業の外部資金依存度は次第に高まり、銀行貸出の著増、起債の急増を招いた。もとより資金需要の中には特殊事情によるものもあった。たとえば、1~2月には国際收支対策強化を見越した対外投融資の急増や港湾ストに基づく滞貨金融の増加がみられ、さらに上半期を通じて鉄鋼在庫融資が行なわれたが、これらはいずれも一時的な要因にすぎず、一般的な運転資金、設備資金需要の増大、消費者信用の拡大傾向は著しいものがある。この間、金融政策が一昨年末以降次第にless expansionaryなものへと転換したため、加盟銀行の自由準備は3月以降借入ポジションを続け、また長短金利は上昇傾向をたどった。とくに今回の景気上昇過程を通じて比較的安定していた長期金利が年央ごろを境に上昇に向かったのは注目すべき点といえる。

こうした景気動向の中で最近とくに注目されるのは財政支出の動きである。上述したように財政支出はこのところ比較的ゆるやかな伸びにとどまっていた。これはここ数年国防支出が漸減傾向をたどっていたことによる面が大きい。しかも昨年秋口まではベトナム軍事支出拡大についても、せ

いざい当初予算を20～30億ドル程度上回るにすぎまいとの見方が支配的であった。ところが11月末ごろに至り、ベトナム戦局の拡大を主因に1966年度予算の歳出規模は当初予算を50～70億ドル上回ることが必至と見られるにいたり、これが今後の景気過熱の懸念を急速に強めることとなった。

一方、一昨年末の自動車産業、昨年春のアルミ産業に代表されるように、多くの企業で政府のガイドポスト(3.2%)をかなり大幅に上回る賃上げが実施され、これがコストインフレの不安を徐々に高めてきた。こうした物価、賃金の上昇傾向に対して、これまでとられてきた方策は政府と民間企業の間の信頼関係を基礎としたいわゆる *consensus policy* であり、具体的にはガイドライン方式を中心とする政府の指導勧告、ないし行政的干渉といった政策方式であった。しかしこれまで比較的効果をあげてきた *consensus policy* にもようやく限界がみえ始めた。このことは11月にアルミ業界や産銅業界の値上げの動きを政府が強権的に押えたことに対する反感が急速に高まった点に現われているが、同様のことは市中金利の上昇を強力に抑えようとする政府に対する金融筋の反発態度にもうかがわれる。

12月初めの公定歩合引上げは上述した景気過熱傾向と、一方政府の *consensus policy* の限界達成という新事態を迎えて、これまで比較的軽視された正統的金融調節手段活用によってこれに対処しようとするものであった。

国内問題とならんで見のがしてならないのは国際収支改善、ドル防衛を中心とした対外的な問題である。ジョンソン大統領は2月、国際収支教書を議会に提出、金利平衡税の延長と民間資本流出の自主規制をはかることにより国際収支対策を強化した。この結果、第2四半期の国際収支は著しく改善し、8年ぶりの黒字(通常収支115百万ドル、季節調整済み)を示現した。とくに銀行の対外融

資が年間を通じてガイドラインの枠内に抑えられたことは国際収支改善に大きく役立った。もっとも国際収支赤字は企業の直接投資の拡大等から第3四半期に再び増大し、昨年中の国際収支赤字は結局17億ドル程度と見込まれるが、1958～64年の7年間、赤字が30億ドルをこえていたのに比べれば著しい改善となる。しかし反面、貿易収支黒字幅が前年を下回ったこと、海外旅行収支が大幅な赤字を示したこと、企業の対外直接投資が前年を大きく上回ったことなどから、収支均衡にはほど遠く、国際収支の完全均衡実現の課題は本年に持ち越された。これに対し米当局としては引き続き自主規制策の継続・強化で対処しようとしており、12月初め政府はその大綱を発表した。前述の公定歩合引上げは国内対策とならんで国際収支改善、ドルの安定をも目的としたものであり、新自主規制措置の効果的運用を側面から支援することが期待されている。

本年の景気見通しは、ベトナム戦局の推移に伴い軍事支出がいかなる増勢をたどるか、といった不確定要因に作用される度合いがきわめて大きいが、好況は引き続き持続しようとの強気の見通しが、圧倒的に強い。このような好景気をささえるものは、昨年同様、堅調な個人消費支出と企業の旺盛な設備投資であるが、このほか昨年末から増勢が目立ちはじめた財政支出の動向も見のがせない。まず消費面では、昨年記録的な伸びをみせた自動車需要は本年も持続するものと期待されており、また非耐久財やサービスに対する需要にもきわめて根強いものがみられる。また企業家の設備投資意欲も旺盛で、本年も引き続き15%程度の伸びが見込まれている。公定歩合引上げ後も、こうした傾向には格別変化が生じていない。この間、財政支出はベトナム軍事支出の増加を理由に大幅増加が見込まれており、1967年度(1966年7月～1967年6月)の歳出規模は1,128億ドルに達すると

とが明らかとなつた。

こうした背景の下に、本年中のG N P(名目)は7,200~7,300億ドルに達するとみる向きが多く、成長率は昨年の高成長率並みかさらにつれてこえることさえも予想されている。

しかし問題はすでにその気配を強めつつあるインフレを助長せずにいかにしてこの好調を維持するかということである。すでに米国の政府当局者も認めているように、供給余力のきわめて乏しくなった経済を過熱させずに、好況局面の維持をはかることはかなり困難を伴う。しかもベトナム戦局が拡大すればこうしたインフレ懸念はますます現実化してくる。この場合予算面では、増税や一般経費縮減をはかることを余儀なくされる公算が大きい。高成長の維持の見通しがきわめて強い中にあって、米当局の直面している政策的課題は従来以上に困難かつ複雑なものがあるといわなくてはならない。

(3) 西欧諸国における成長率の鈍化

昨年の西欧経済は、全体として成長テンポが鈍化し、実質成長率はほとんどの国で前年をかなり下回ったとみられる(第3表)。

もっとも、これを国別にみると景気局面にはかなりの相違がみられる。すなわち、フランス、イ

(第3表)

西欧諸国の成長率

(GDP実質、%)

	前年比成長率		半期別成長率(年率)		
	1964年	1965年	1964年	1965年	
		(見込)		下期	上期
E E C 諸国	5.5	3.4	3.0	4.0	4.0
うち西ドイツ	6.5	5.0	4.5	5.5	5.0
フランス	5.3	2.5	1.5	2.0	3.5
イタリア	2.9	2.75	-0.5	3.5	4.0
英 国	5.4	2.25	3.2	2.25	1.5
その他のOECD諸国	6.3	4~4.5	4.4	4.7	4.5
OECD欧州諸国計	5.6	3.5	3.25	3.75	3.5

資料: OECD—"Observer" 1965年12月号

タリアでは64年央ごろから目立ちはじめた停滞傾向が夏ごろまで続いたが、その後生産活動は輸出の伸長と個人消費の増加にささえられてようやく回復傾向を明らかにしている。これに対して西ドイツ経済は秋口近くまで過熱ぎみに推移したあと、金融引締めの強化、債券市場の極度の不振、労働力需給のひっ迫などから拡大テンポが次第に鈍化している。一方英国では、1964年秋のポンド危機以来各種の景気調整策が実施されてきたにもかかわらず生産活動は高水準を続けていたが、年央以降引締め効果がようやく浸透し、経済は鎮静化に向かっている。

こうしたなかにあって、各国の景気動向を大きく左右したのは設備投資の動向であった(第4表)。

(第4表)

国内需要と設備投資の変化

(前年比、%)

	1964年	1965年(推定)
西ドイツ	DD 6.8	6.5
	ME 10.8	10.0
英國	DD 6.3	2.25
	ME 12.9	5.0
フランス	DD 5.9	1.0
	ME 6.1	0
イタリア	DD 0	0
	ME -20.0	-10.0

DD……国内需要(公共、民間消費、固定投資および在庫変動)

ME……設備投資

資料: OECD—"Observer" 1965年12月号

すなわち、フランス、イタリアの景気沈滞が長びたのはなによりも民間設備投資の不振に基づくものであり、最近においてもその立直りの遅れが景気の本格的回復を妨げる最大の要因となっている。他方西ドイツの景気の拡大に主導的な役割を演じたのは政府、民間を通ずる旺盛な設備投資活動であった。また、英國の景気が容易に鎮静化に向かわなかったのは、国有企業ならびに民間製造業の設備投資が予想外に根強い伸びを続けたためであった。

かかるフランス、イタリアにおける設備投資の

不振は、従来の激しいコストインフレによって企業収益が大きく圧迫され、これが内部留保の減少などのかたちで尾を引いているため、企業の投資意欲が阻害されていることが主因である。一方、西ドイツにおける設備投資の盛行は、1964年後半以来の顕著な内需の拡大と財政投融資の活発化によるものであり、また、英國の投資活動の根強さは1963年後半来現われはじめた民間企業の合理化投資の継続と、「ストップ・ゴー政策」から脱却しようとする昨年央までの労働党政府の政策態度にささえられている。

このように、西欧諸国では設備投資活動の強弱を主因に一昨年後半から昨年央にかけて景気の跛行性が目立っていたが、その後フランス、イタリアの景気持直し、西ドイツ、英國の拡大テンポ鈍化というかたちで、各国間の景気の不均衡は次第に是正されつつある。

これは、もとより引締め政策や景気促進策の実施など、各國当局の政策努力によるところが大きい。しかし、このほか見のがせないのは主要国間とくにE E C諸国間において貿易面を通ずる景気の国際的な相互調整が進んだことである。事実フランス、イタリアの西ドイツ向け輸出は昨年大幅に増加し、これが両国の景気回復の足掛りとなつた。一方、西ドイツでは輸入の増大が多かれ少なかれ

(第5表)

主要国 の 貨 金 動 向

(前年同期比増加率、%)

	1962年	1963年	1964年	1965年
西 ド イ ツ	10.9	7.4	8.4	10.2(1~9月)
フ ラ ン ス	8.3	8.5	6.9	5.8(〃)
イ タ リ ア	11.5	14.7	13.5	9.4(〃)
オ ラ ン ダ	8.5	8.7	16.0	8.6(〃)
ベ ル ギ 一	7.7	8.0	10.7	10.3(1~6月)
英 国	3.3	2.8	4.9	5.6(1~9月)
ス イ ス	6.7	5.4	6.0	4.9(1~6月)
ス ウ エ ー デ ン	7.3	8.5	6.3	10.5(1~9月)

資料：OECD—Main Economic Indicators

かれインフレ圧力を軽減する方向に働いた。

他面、こうした情勢のなかにあって政策課題として今後に残された問題点は少なくない。

その最大のものは、賃金、物価の上昇傾向にいかに対処していくかということであろう。

この問題は、ここ数年来、西欧諸国の共通の悩みとなっていたものであるが、かかる事態は最近においても、依然解決されていない。景気過熱を続けていた国はもとより、経済の停滞が目立ったフランス、イタリアにおいても、賃金、物価は依然かなりの上昇を続けている(第5・6表)。

(第6表)

主 要 国 の 物 価 動 向

(卸売物価)

(前年同期比勝落(△)率、%)

	1962年	1963年	1964年	1965年 (1~9月)
西 ド イ ツ (2)	4.0	1.0	1.8	3.4
フ ラ ン ス (3)	1.1	3.0	2.4	0.8
イ タ リ ア (2)	1.0	4.3	2.8	△ 0.9
オ ラ ン ダ (1)	1.0	2.0	5.8	3.2 (1~6月)
ベ ル ギ 一 (1)	0.1	2.0	4.4	1.9 (〃)
英 国 (1)	1.3	0.7	2.7	3.9
ス イ ス (4)	3.5	3.9	1.9	0.4
ス ウ エ ー デ ン (1)	2.9	2.8	3.7	3.6 (1~6月)

(1)工業製品、(2)投資財、(3)中間財、(4)食料および素原材料

(消費者物価)

	1962年	1963年	1964年	1965年 (1~9月)
西 ド イ ツ	3.0	2.9	2.4	3.3
フ ラ ン ス	4.8	4.8	3.4	2.6
イ タ リ ア	4.7	7.4	5.9	5.0
オ ラ ン ダ	2.0	3.9	5.6	5.0
ベ ル ギ 一	1.4	2.1	4.2	4.1
英 国	4.3	2.0	3.3	4.9
ス イ ス	4.3	3.4	3.1	3.1
ス ウ エ ー デ ン	3.9	2.8	3.6	4.7

資料：OECD—Main Economic Indicators

こうしたコストインフレ圧力の持続は、経済の安定的な成長を阻害するばかりではなく、ここ数

年前からフランス、イタリアが直面しているように企業収益への圧迫を通じて近代化投資の実現を妨げ、また国際収支の動向にも悪影響を与えてきた。このため、各國では所得政策の導入ないし強化をはかりうとする動きが一段と強まっているが、コストパッショ圧力の増大が一種の構造的、長期的な問題に根ざしているだけにその有効な実施は困難な実情にある。すなわち、近年における賃金上昇傾向の背景には、E E C統合の進展が、労働力の国外移動を容易にさせ、その結果各國の賃金水準が遅かれ早かれ高賃金国との水準にさや寄せられるという事情が存在している。また各國においても多かれ少なかれ低開発・農業地域から工業地域への労働力移動が生じ、この結果低賃金部門の賃金水準が急速に引き上げられるといった問題があることも見のがせない。

こうした根強いコストパッショ圧力がある以上、各國の政策態度は勢い慎重とならざるを得ない。フランス、イタリアが輸出の好調と民間設備投資の伸び悩みにもかかわらず、思い切った拡大政策をとれないでいるのも、いぜん根強く潜在するコストインフレへの危険性を考えてのことである。

とはいえる、フランス、イタリアの経済が多くの問題を内包しながらも、このところ自律回復の動きを強めつつあることも事実である。したがって今後の西欧経済の見通しは、それら両国の動きと、引締め政策のもとで調整過程にはいりつつある英國、西ドイツ経済のスローダウンとのかね合いをどのように評価するかにかかってくる。この点に関する判断はかなり難しいが、概していえばフランス、イタリアの景気回復が、英國、西ドイツの拡大テンポ鈍化に見合うものとなり、西欧全体としては昨年並みの成長が見込まれると考えてもよいであろう。

いずれにしても、西欧諸国が根強いコストパッ

ショ圧力のもとで、どのようにして経済の安定拡大を実現してゆくかが本年の課題であろう。

(4) 低開発諸国経済の動き

1964年に好調な伸びをみせた低開発諸国の輸出は、65年にはいって、農産品を中心とする一次産品市況の低迷、政情不安などから増勢鈍化を示し、1~6月間の輸出は前年同期に比べ5%増(前年は年間で10%増)にとどまった。一方輸入は総じて引き続き根強い増勢をみている(1~6月間の前年同期比6%増、前年は年間で8%増)が、この間外貨準備は、低開発諸国の外貨対策の強化もあって年初来6月までで5.9億ドルの増加(前年は年間1億ドル増)となった。

これを地域別についてみると、まず輸出面では、農産品に大きく依存しているアジアは、伸び悩みの色を濃くしており、とくに年次以降インド、パキスタンでは、印パ紛争の影響も加わって極度の不振に陥っている。一方中南米、アフリカの輸出も1964年非鉄金属市況の高騰にめぐまれ好調を示したあと、1965年にはいり、その増勢は大幅に鈍化した。次に輸入面では、中南米諸国では財政支出の削減、輸入制限の強化などを映して伸び率鈍化をみたが、アジアでは食糧不足、軍事情勢の緊迫化などを反映して食糧、軍需品、開発資本財などを中心に一段と増勢を強めている。もっとも、この間、外貨準備は低開発国全体で1~6月間5.9億ドルの増加をみたが、これは、石油関係の輸出収入が伸びた中近東(3.6億ドル増)、政情の好転を背景に民間外資の順調な流入にささえられた中南米諸国(1.2億ドル増)の増加に負うところが大きく、アジアにおいては外貨危機打開策としてのIMF借入の実行によりかろうじてその減少をくい止めているというのが実状である。

一方低開発諸国の経済活動をみると、中南米では概して引き続き堅調を示しているが、アジア、アフリカにおける停滞が目立っている。

アジアをはじめアフリカ地域においては、大宗を占める農業生産がわずかながら増加を示したもののが依然停滞の域を脱するには至らず、また一次產品市況の低迷と軍事・政治情勢の悪化(ベトナム戦争、印パ紛争、インドネシアの内紛、アルジェリア、コンゴなどのクーデター、シンガポールおよびプローデシアの独立)から貿易商業活動が阻害され、工業生産も伸び悩んできている。とくにアジア諸国の工業生産活動の停滞が著しい。これに対し、中南米地域は、農業生産が総じて良好である上、順調な外資流入にささえられて工業生産も増加を続けており、また中近東においても石油生産の好調、地域経済協力の進展(アラブ共同市場)をみるとなど、概して落ち着いた動きを示している。

なお、この間、物価は中南米では騰勢がやや鈍化したが、アジアをはじめその他では引き続き上昇をみている国が少なくない。これはもとより開発・軍事支出などの増大に伴う財政赤字の累増、政情不安などを主因とするものであるが、とくに人口増加の著しいアジアでは食糧不足が物価上昇を拍車する大きな要因となっている。

このように低開発諸国の経済は、中南米、中近東などでは引き続き好調な成長を続けているものの、政情不安や農作不振など悪材料の重なったアジア、アフリカではすでに停滞色を一段と濃くしていることが特徴である。また同じアジア地域内においても政情の安定度に応じて明暗差があらわれてきている点が注目されよう。

本年は、欧米景気が大勢として順調に推移するものと予想されるほか、一次產品市況の回復見通しもでてきているなど低開発国経済にとって明るい面も見込まれている。しかしながら、すでに政情不安、食糧危機が進行しているアジアにおいては、こうした影響の恩恵に浴することは少ないとみられ、地域による明暗の差はいっそう拡大する

公算が大きい。

(5) 共産圏諸国の経済動向

1965年の共産圏諸国の経済は、概して農業生産の好調により、前年よりやや好転したものとみられるが、ソ連や東ドイツなどのように、農業不振を主因に経済がやや伸び悩みを示した国もある。

共産圏諸国の経済は一般的に農業生産の好・不調に左右される傾向が強いところから、これら諸国の中では、最近工業化を促進するためにはまず農業生産の安定を図らねばならないとの反省が高まっている。

まず農業についてみると、1965年の生産は、ソ連、東ドイツなどを除き、大部分の国が前年並みないしはそれをかなり上回った。なかでも、ブルガリアは穀物生産が前年比約15%の增收を実現し、65年は食糧輸入なしに国内需要をまかない得た模様である。またルーマニアでは、小麦生産が前年比約30%の增收となり、若干の輸出余力が生じている。さらにポーランドも近年にない豊作と伝えられる。一方、ハンガリー、中共なども、穀物生産は前年並みないしは若干それを上回った模様であるが、いまだ国内の需要をまかないうる域には達しておらず、65年も西側から小麦の買付けを余儀なくされた。ともあれ、穀物生産の好転は畜産振興措置とあいまって畜産部門にも好影響を与え、畜産物も増産傾向がみられた。

このように農業生産がおおむね好調であったのは、前述のように重工業優先政策が若干修正され、農業の発展が重視されるようになったからである。すなわち国家投資面では機械化、農業技術の改善などに対する投資が増額され、また農民の勤労意欲を刺激するために農畜産物の国家買付け価格の引上げなどが行なわれ、これらの措置が次第に効果をあげてきている。

他方ソ連、東ドイツの農業生産はいぜん不振を続け、ソ連は西側から1千万トン近くの小麦買付

けを余儀なくされたが、これは、天候不順もさることながら、農業増産施策がまだその効果をあげるまでに至っていないためである。

一方、工業生産についてみると、いまのところ上期中の数字しか明らかでないが、各国とも生産目標を達成した模様である。とくに10%以上の伸びを示した国としては、北鮮の15%を筆頭に、ルーマニアの13.5%、ブルガリアの12.8%、ポーランドの10.8%(ポーランドは1965年1~8月の前年同期比)をあげることができる(第7表)。

(第7表) 工業生産の推移
(前年同期比増減(△)率・%)

	1962年	1963年	1964年	1965年 (1~6月)	1965年 (目標)
ソ連	9.7	8.1	7.1	※8.5	8.1
東ドイツ	6.2	4.3	6.7	6.7	5.7
チェコ	6.2	△0.6	4.1	8.7	5.5
ポーランド	8.4	5.5	9.3	※10.8	7.8
ハンガリー	8.2	6.6	8.9	6.0	4.0
ルーマニア	14.8	12.5	14.1	13.5	13.0
ブルガリア	11.1	10.1	11.1	12.8	9.8
中共			15.0		10.0
北鮮			17.0	15.0	15.0

※ソ連については65年1~12月の前年比、ポーランドについては65年1~8月の前年同期比。

このように工業生産が好調なのは、①1964年の農業生産が各国とも良好であった上に、65年も一部の国を除き好調であったことから、農業部門からの工業原料供給が円滑に行なわれたことと、②農畜産物、食料品の輸出増大、かたがた穀物輸入の削減(ソ連などを除く)などによって外貨収支が好転し、工業化に必要な原料、機械設備の輸入が促進されたこと、さらに③企業の生産効率を高めるため、これまでの中央集権的企業管理制度を改善する試み(東欧諸国の一部)が漸次効果をあげていること、などによるものとみられる。

以上のごとく農業生産はおおむね前年よりも好調ではあったが、全般的にみていぜん農業部門の弱体は改まっていない。したがって国内需要を充

足させるだけの食糧増産を図ることが各国ともいぜん重要な課題となっている。一方工業面においては、消費財生産の不振、企業の低能率、品質不良がとくに問題となっており、その早急な改善が望まれている。

これらの問題に対処し、まず農業面では農業技術の改善をいっそう促進するため農業向け投資の拡大を図る(たとえばソ連の1966年度経済計画においては農畜産物の増産を図るために、国家農業投資を前年比15.6%と大幅増加させている)一方、農民の勤労意欲を高めるため、農畜産物の自由市場での販売促進(ソ連、東欧諸国の一部)、また小作方式の奨励(ハンガリー、ブルガリア)など、これまでの団体農場経営に若干修正が加えられ、かなり柔軟な農業政策が採られるようになっている。

一方、工業面では、企業の生産能率の向上と品質改善を図るため、従来の中央集権的企業管理制度を改め、企業に大幅な権限を付与し、かつ利潤重視の経営を行なわせる試みが東欧諸国で広く実施されているが、この考え方はソ連でも66年から本格的に実施に移されようとしている。他方、国民消費水準の向上を図るため消費財の増産と品質向上を促進しようとする傾向も著しい(ソ連等)。

さらに工業水準を向上させるためには西側先進諸国の機械設備の輸入が必要であり、このためソ連、東欧などでは西側から長期延払い信用を取得しようとする動きが目立ってきている。また、輸出を促進して外貨獲得を図るため輸出品の品質向上に努め、後進地域の市場開拓に乗り出すとともに、輸出企業に取得外貨の一部を留保せしめる(東ドイツ)などの輸出奨励措置も講じられている。以上の動きと関連して、最近東欧企業のなかには西欧の企業と生産提携を行ない、企業経営ならびに技術水準の向上を図ろうとする動きがばつばつみられる(チェコ、ポーランド、ルーマニア、ブルガリアなど)ことは、とくに注目を要しよ

う。

ソ連をはじめ中共、東欧各国では1966年1月から新5か年計画が開始されるが、ソ連の66年度の経済計画では農業生産の拡大が重視され、工農業間に釣り合いのとれた発展が意図されている。また中共ではいまだ経済が完全な立直りを示すまでには至っていないため、新5か年計画にはいっても当分の間これまでのような地道な農業重視政策が踏襲される模様である。こうした事情からみれば、ソ連、中共両国における、66年の経済の伸びはそう大きなものとはなり得ないであろう。

このような農業振興、消費財増産、均衡のとれた経済発展の傾向はその他東欧諸国の新計画にも共通にみられる傾向ではあるが、最近農業増産に成功し、好調な経済発展をみせているルーマニア、ブルガリアでは、新5か年計画において後進性を脱却するため、一段と工業化を促進し、急速な経済発展を図ろうとしているのが注目される(ルーマニアの新5か年計画では年率10.5%の成長が見込まれている)。

2. 金融政策の基調と国際金融資本市場の動き

(1) 金融政策の方向と政策環境

すでに指摘したとおり主要先進国の景気動向が国によってかなり区々であったため、これに対処してとられた金融政策も多様な方向に展開した。欧州では英国、西ドイツをはじめ、オランダ、オーストリア、北欧4か国で引締め政策が強化され、引締め緩和、景気刺激の方向に進んだイタリア、フランス、ベルギーとは対照的な動きを示した。引締め政策の内容も、公定歩合の引上げ(西ドイツ、スウェーデン)のほか、高率適用制度の実施(ノルウェー)、現金準備率の引上げ(オーストリア)、市中金融機関貸出の直接規制(英国、フィンランド、デンマーク)、中央銀行に対する特

別預金制度の発動(英国)ないし新設(デンマーク)、賦払信用規制の強化(英国、フィンランド)など多彩な政策手段が用いられている。この間英国では6月に公定歩合が引き下げられたが、これはpond相場が一応小康を得たのを機会に、将来における弾力的な金利操作の余地を回復することを意図したもので、同時に賦払信用規制が強化されたことからも明らかなとおり、引締め緩和を意図したものではなかった。

一方、フランスでは4月に公定歩合が引き下げられたほか、市中銀行貸出に対する直接規制の停止、2回にわたる市中貸出最低金利の引下げが行なわれ、この結果金融引締め措置は全面的に解除され、またイタリアでも年初の輸入ユーチュンス、輸出前貸しの期間延長によって、引締めは全面的に解除されている。

この間、米国の金融政策は年初来一貫してcautious easeの基調を続けたが、12月上旬の公定歩合引上げにより、最終局面で引締めに転ずることとなった。しかしこの措置は、経済の拡大そのものを押えることを意図したものではなく、ベトナム戦局の拡大による軍事支出の増加など新たなインフレ要因の台頭に対処し、インフレ圧力の増大を未然に阻止して経済の安定的発展を維持することを意図した予防的措置であった。

このように金融政策は多彩な展開をみせたが、その背景には金融政策だけでは対処しえない複雑な問題がひそんでおり、このことが弾力的な金融政策の十分な展開を困難にしたという事情を見のがすことはできない。とくに、各国ともに、程度の差こそあれ根強いコストインフレ圧力に直面してきたため、これを抑制しつつしかも近代化、合理化投資を促進し、これを通じて可能な限り高い成長を維持するという政策目標の実現がいよいよ困難な政策課題となってきたのである。さらに米英両準備通貨国では、平価変更が事実上困難な

情勢にあるため、国際収支の改善とドル、ポンドの防衛にいっそうの努力を払うことが要請されたことはいうまでもない。このような複雑な政策環境は、当然金融政策のみならず財政政策、所得政策、国際収支改善のための直接的な資本移動規制策などの多様な政策手段の発動を必要とすることになる。

こうした多面的な政策目的に即応して、諸政策が巧みに組み合わされて活用され、ほぼ満足すべき効果を収めてきた例としては米国の場合があげられよう。同国では、消費税減税を中心とする減税政策によって財政面から景気支持をはかるとともに、金融政策は金融市場を引締まりぎみに保ち、短資の流出を抑制してドル価値を維持することを主眼に運用してきた。この間政府はガイドライン政策を実施し、賃金、物価の引上げなどの動きについては大統領はじめ政府当局が、適宜強力に介入することによって、インフレ傾向の顕現化を未然に防止し、一方、資本収支を中心とする国際収支の改善対策としては、政府の指導と民間の協力によるガイドライン政策を強力に推進してきた。このような積極的な政策運営は最近までかなりの成果をあげてきたといえるのであるが、12月の公定歩合引上げは、このような政策運営のあり方に対してある種の修正を意味したことは否定できない。この措置はこれまでの政府の指導と民間の協力によるいわゆる Consensus policy に限界がみえはじめ、これだけではインフレ圧力に対処しえなくなったためにとられた措置であったからである。ただ、だからといってこれまでの政策手段多様化の努力が根本的に修正されたとみるのは早計であり、今後も正統的な金融政策とその他の政策手段とは相互に補完関係を保つつつ、長期繁栄の維持を指向していくものとみられる。

一方、欧州についてみると、英国、西ドイツなどでは、引締め政策が強化されたにもかかわらず

、労働需給のひっ迫を背景としてコストインフレが引き続き深刻化し、他方、イタリア、フランスでは、景気沈滞の中にあって同じく根強いコストインフレ圧力が続くなど、情勢はいっそう複雑化している。このため各國とも政策手段多様化への努力を次第に強めてきているが、まだ十分な成果をあげるまでに至っていない。

この中で政策手段多様化の努力が比較的進んだ国としては、英國の例があげられる。英國では経済体質の改善と国際競争力の強化によって慢性的な低成長から脱却するため、所得政策推進の必要性が強く認識されるに至っており、物価所得委員会の設立や物価、賃金引上げに関する事前警告制定法化の構想など、その基盤づくりが進められた。また資本収支改善のための直接的な規制措置として対外投資規制などが強化されている。しかしながら財政政策は必ずしも十分に活用されたとはいはず、7月に政府支出などの抑制措置が発表されたことにより、ようやく財政緊縮化の方向が明らかとなったにすぎない。したがって内需抑制の役割は主として金融政策にゆだねられた形となり、この結果金融政策に必要以上の負担がかかったことは否めない。また所得政策についても、基盤づくりが進んだとはいえ、その効果いかんはすべて今後の問題として残されている。一方西ドイツでは、財政の景気調整機能がまったく活用されなかつたため、金融政策が景気調整を一手に引き受けざるを得なかつた。すなわち景気が過熱の度合いを強めているさなかにあって、年初に所得税の減税を行なうなど財政はかなり放漫化し、景気過熱をいっそう助長した。さらにこの財政膨張により巨額の公債が発行されたために、5月には資本市場が混乱状態に陥り、7月には公債の起債を一時差し止めるという異例の対策を余儀なくされた。その後財政政策の放漫化が各方面から厳しく批判された結果、年末に至りようやく新年度の予

算規模が大幅に圧縮されることとなったが、その間の転換は必ずしも円滑にはいかなかった。また賃金上昇圧力をいかに抑制するかの問題についても、なんらかの施策を導入する必要が叫ばれてはきたが、所得政策はまだ具体化するには至っていない。

また、フランス、イタリアでは、金融面からは引締め体制が全面的に解除されたが、財政政策は、イタリアで若干の景気支持対策や不況産業に対する資金貸付の増加が行なわれた程度で、意外に慎重な姿勢を保った。これは両国とも景気対策とならんで根強いコストインフレの進行に対処しなければならなかつたからである。こうした情勢から両国でも所得政策の導入が強く要請されているが、ここでも所得政策はまだ具体化するまでに至っていない。

昨年度のBIS年報は、米欧間の国際収支不均衡を金利の操作とこれに伴う資本移動を通じて是正することを目標とし、この観点から、米国に対しては財政の拡大と金融の引締めを、西欧大陸諸国に対しては財政の緊縮化と金融引締めの漸進的緩和を要請している。しかし現実には、西ドイツや英国において財政政策が十分に活用されなかつたため過度の金融引締めを余儀なくされており、これが米国の公定歩合引上げとあいまって世界的な金利水準の上昇傾向をもたらす結果となつた。

こうした中で、金融政策をはじめとする諸政策が、めまぐるしく移り変わる経済情勢に対処してどの程度機動的に運営されたかどうかの評価も重要である。この観点からみると、国によっては政策の適応に弾力性を欠いたために景気の調整が困難となり、あるいはその結果必要以上に強度の引締めを余儀なくされるなどの事例が少なくなかったといわなくてはならない。中でもこのような摩擦がとくに大きかった国として西ドイツがあげられよう。西ドイツではさきにもふれたとおり財政

の緊縮化が遅れたが、このことは政策手段の多様化の問題のほかに、政策適応の弾力性が欠如していたという最大の問題点を示している。また西ドイツほど極端ではないが、英國の場合も引締め強化のタイミングが必ずしも適切であったとはいえない。これら両国の場合、財政の緊縮化が予想以上に遅延した背景には、それぞれ政治的な配慮があったことも事実である。西ドイツでは秋に総選挙が予定されていたし、また英國では政府に成長重視の指向が残っていたのがそれである。しかし財政政策の適応の遅れが過剰需要圧力をいっそう強め、また英國の場合ポンド不安を長引かせたことは否定できないであろう。

これに対して、環境の変化に比較的即応して機動的な政策調整が行なわれた例としては、米国の場合があげられよう。とくに12月の公定歩合引上げは、ベトナム戦局の拡大による政府支出の急膨張、消費者物価の高騰、一部商品の需給ひっ迫などの新たな事態の発生に対処した果斷な措置であり、弾力的な政策適応の一例として特徴的であった。しかしながら、この措置に対し当初政府から強い反対意向が表明されたということは、金融政策をめぐる困難な環境の一例を示すものとして象徴的である。いずれにせよ、最近の欧米諸国の政策運営の実績は、金融政策とその他の政策手段がいよいよ多様化され、しかもそれらが、経済情勢の変化に即応して弾力的に運用されることがいかに重要であるかを示している。

(2) 国際金融市场の平穏化と今後の動き

昨年の国際金融市场は、ポンド不安を中心にかなりの波乱を示したが、秋口以降その解消とともに一応平穏に復した。しかし、12月初めに実施された米国の公定歩合引上げは本年の国際金融界に新たな影響を及ぼそうとしている。

年初来、国際金融市场での関心はもっぱらポンド問題に向けられた感があった。事実、ポンドは

夏ごろまで絶えず波乱を繰り返し、英蘭銀行の市場介入によってようやく最悪の事態を回避するといった状態を続けてきた。

かかる波乱の原因は、1964年秋のポンド危機に對処して供与された30億ドルの借款が短期的な緊急措置であったという限界にも関連するものであったが、より基本的には労働党政府のポンド防衛決意に対する海外の不信感によるものであったといえよう。

9月10日の10ヵ国中央銀行およびBISによる第2次対英借款取決めは、こうした情勢のなかで行なわれたものであったが、これを契機としてポンドは顕著な回復を示し、対ドル相場はローデシア問題の紛糾といった不安定要因を内包しつつも9月下旬以降一貫してパリティを上回る水準を維持した。

このポンド支援措置は、1964年秋の緊急借款のような応急措置とはやや性格が違い、スターリング地域の輸入期入りに伴うポンド不安の濃化に備えて、投機筋の思惑を事前に封じようとする予防的性格をもつものであったが、予想以上の効果をあげたと考えられる。

もちろん、こうしたポンド相場の立直りの背景には、夏以降の英国景気鎮静化に伴う基礎的国際収支の改善傾向や、所得政策の推進など政府のポンド防衛に対する懸命な努力が、ポンドに対する内外の信認回復に大いに役立ったという事情も見のがせない。それにしてもポンド相場の顕著な回復は、国際金融協力が国際通貨の安定にとって強力な武器であることを再び立証したものといえよう。

いずれにしても、このようにしてポンド不安は少なくとも当面は遠のいたかたちとなった。しかし、これをもってポンド不安が全く解消したとはいえない。英國としては向こう数年間に25億ドルにも達する巨額の借款を返済しなければならない

という重荷を背負っているほか、対外準備の5倍にも達するポンド残高をかかえているなど、ポンドを圧迫する大きな要因がなお残されているからである。

これらの問題の解決は、当然国際金融協力の進展に期待するほかはないが、その点に関する見通しは必ずしも暗いわけではない。ポンド残高処理（IMFへの肩代り、または長期借款による棚上げなど）の問題がIMF総会などにおいてあらためて取り上げられているのも、こうした長期的なポンド問題解決に対する関係国の関心の深さを示している。しかし、英國が自ら経済体質を根本的に改善し、国際収支安定の長期的見通しを確立しない限りポンド問題の真の解決は不可能であろう。その意味では、むしろポンドの苦難の道はまさにこれから始まるといわなければならないであろう。

この間、ロンドン金市場では、フランスの保有ドル金転換方針発表、ドゴール大統領の金本位復帰の主張などに影響されて春から夏にかけて金相場が高騰する場面がみられた。しかし懸案の国際通貨改革論議の進展に加えて小麦の大量買付けに伴うソ連の金売却再開の予想もあって、金市場はその後比較的の平静裡に推移している。

一方、2月に実施された米国のドル防衛策の強化は、ユーロ・ダラー市場にかなりの影響を与えた。事実、ドル防衛策が打ち出された直後から米国、カナダの銀行、企業による市場資金の引揚げや米系出先企業の現地資金調達の動きが高まり、この結果年央ごろまで市場規模の縮小、市場金利の上昇が目立った。

もっとも、その後は金利上昇に刺激されて中近東諸国などからの新規の資金放出が増加し、またイタリア銀行の勧業に基づく同国市中銀行からの資金の大量放出もみられたため、市場のひっ迫は緩和され、夏ごろからは資金量も再び増加し金利

も落着きを取り戻すに至った。

このようなおりから、12月初旬に発表された米国公定歩合の引上げならびに对外投融資自主的規制策の強化は再びユーロ・ダラー市場の金利の上昇をもたらすに至った。もちろん、こうした金利上昇の背景には年末資金需要といった一時的要因が働いていたことも見のがせない。しかし、今回の米国の措置は、昨年2月のドル防衛措置実施の際とは異なり、米国の預資金利最高限度を定める「規定Q」の引上げを含んでおり、これに伴い現実に預資金利も上昇しているだけに、今後中近東などから新規の資金流入がみられるにしても、同市場の金利水準の低下は当分望めず、これが国際金利水準に対する全般的な上昇圧力となったことは否めない。

以上要するに、夏ごろから年末近くにかけて一応平静を取り戻していた国際金融市場は、ユーロ・ダラーを中心再び動意をみせはじめている。こうした新情勢への国際金融市場の適応が完了するまでには、しばらく時間がかかるであろう。

(3) 欧米資本市場の動き

昨年の国際資本市場の大きな特色は、米国市場での起債が前年に比べ半減した反面、欧州市場では3割強の増加をみた点であろう。

まず、米国資本市場では2月のドル防衛強化措置にもかかわらず、上半年中にはかなりの起債をみたが、年央以降に至って起債は急減するに至った。

これは、6月下旬以降銀行以外の金融機関(生命保険会社、投資信託、年金基金など)の長期对外投資に対して新たに規制が加えられたことを主因とするものであるが、このほか、米国内での金融ひっ迫傾向が進むにつれて、年央以降、金融機関を含む米国企業の社債起債ならびに株式増資が活発化し、これが外国起債を圧迫した事情も見のがせない。

これに対し、欧州資本市場は年間を通じて引き続き活況を呈したが、起債通貨別にはかなり異なる動きがみられた。上半年中にはドル建債が伸び悩んだのに対してマルク建債が増加したが、下半期にはこれとは逆にマルク建債の不振、ドル建債の活発化がみられたのがそれである。このようにマルク建債が次第に低調化したのは、もっぱら5月以降の西ドイツ債券市場の混乱によるものであった。これは同国金融市场の引締まりに伴う金融機関の大量の換金売りや、中央・地方政府からの起債圧力の増加といった事情によるものであった。一方、ドル建債が下期にはいって再び活況を取り戻したのは、①2月のドル防衛強化措置に伴い一時規模を縮小したユーロ・ダラー市場が、年央以降再び拡大に転じたこと、②外債取扱いについて伝統と経験を有するロンドンのマーチャント・バンクや米国の引受業者などが、米国市場での外国起債の不振に対処して欧州にあるドル資金をロンドン、ルクセンブルグでのドル建債の応募に振り向けるという積極的な活動を行なったことに多くを負っている。

この間、欧州資本市場で注目された動きは、6月以降、米系企業の起債が活発化した点である。事実、欧州市場における米系企業の起債額は下期中2.3億ドルと上期の0.3億ドルを大幅に上回り、同期間中の欧州外国起債総額6.8億ドルの半ば近くを占めるに至った。しかも最近では、これまでの在欧子会社を通ずる起債のほか、米国企業の直接起債がみられはじめた。これは、ドル防衛の強化に伴い大手米国企業がその所要資金を現地で調達しようとする新しい現われの一つである。

このように、国際資本市場は米国市場の低調が欧州市場での活況によって補われ、全体としては前年並みの起債規模を維持することができた。しかし、今後の見通しはさほど明るいとはいえない

い。

すなわち、米国市場では、12月初旬に発表された対外投融資自主規制策の強化によって、外国起債の不振は今後一段と強まるものとみられる。一方、欧州市場においても、米国の新措置に伴って米系企業の欧州での起債意欲がこれまで以上に高まるものと予想されるが、こうした動きはもともと底の浅い欧州資本市場の需給関係をいっそう圧迫し、ユーロ・ドラー市場金利の上昇と相まって起債金利の上昇を一段と強める公算が多い。

もちろん、こうした情勢に対処して起債規模確保のための努力が強まっていくことは考えられる。昨年7月、欧州各国で同時に起債する、いわゆるアプス構想による平行起債がイタリアの国有電力会社E N E Lによって行なわれたが、こうした起債方式が今後欧州での新しい資金吸収の手段として多少とも伸びるかもしれない。しかし、こうした試みも、貯蓄資金の多くが制度的、慣習的に流動的な金融資産に投資され、長期債権保有に向かい難いという欧州の貯蓄・投資パターンに変化が起こらない限り、その十分な効果は期待できない。最近、O E C D貿易外取引委員会において各国資本市場育成に関する諸検討が具体的に進められているのも、上記のような事情を背景とするものである。

(第8表)

欧米資本市場における外国起債

(単位・百万ドル)

	欧 州							米 国	
	ドル建	ドイツ・マルク建	スイス・フラン建	オランダ・ギルダ ー・フラン建	ベルギー・フ ラン建	イタリア ・リラ建	その 他 計	共 計	うち 日本起債
1964年中	447	224	89	14	0	0	814	199	1,063
1965年中	372	365	86	22	7	24	*1,096	35	533
1～6月	122	223	46	22	0	0	413	35	388
7～12月	250	142	40	0	7	24	* 683	0	145

(注) 1. 資料の制約から英國におけるポンド建外債発行は含まず。

2. ポンド・マルク2国通貨建のもの(1,5,6,7月それぞれ1件ずつ計64百万ドル)はマルク建に算入。

* アプス構想に基づくENEL(イタリア電力公社)の欧州平行起債(7月、220百万ドル)を含む。

3. 国際経済の諸問題

(1) E E Cの危機とケネディ・ラウンドの停滞

過去7年間にわたり着実な進展を遂げてきたE E Cは昨年半ば発足以来最大の危機に直面し、その後半年にわたって機能麻痺の状態を続けたまま越年した。問題の発端は6月末の理事会に委員会が提出した3提案(農業指導保証基金の運営規則、共同体の独立財源の確保、共同体の予算決定手続きに占める欧州議会の発言権拡大)に対してフランスがその一括審議を拒否したことにある。フランスはその後の理事会をボイコットするという強硬策をとってきたため、第2段階(1962～65年)中は原則として全会一致制をとる理事会としてはこの間なんらの決定をも下せないという状態に陥った。フランスがこのような強硬態度をとった背景、意図は次のようなものであったとみられる。すなわち欧州統合の超国家性を否定し「祖国から成る欧州(Europe des patries)」の確立を理想とするドゴール大統領にとっては、問題の委員会提案(とくに第2、第3点)のようにたとえ部分的であっても国家主権の制限を意味するものは——たとえそれが条約自体の予定していることであっても——それ自体受け入れ難いものである。その上1965年末には第3段階移行を控えているため(移行

後は理事会決定は大部分全会一致制から特定多数決制にかかり、フランスが単独で理事会決定を阻止することはできなくなる)、経済統合の進展に伴い次第に強まってきたE E Cの超国家的理念を払拭することがこの際どうしても必要だという判断に立ったものであろう。したがって6月の交渉決裂の根因はE E Cの統

合のあり方をめぐる基本的理念の対立にあったのである、EECの統合進展につれいずれは結着をつけねばならない基本的な問題に関するものであったといえる。

過去においてEECは各国利害の対立によって再三危機的局面に陥ったが、そのたびに共同体精神(Esprit Communautaire)がよみがえり各国の妥協によってどうにか危機を守り切ってきた。しかし6月の決裂は、ドゴール大統領の標榜するナショナリズムと共同体精神との対立であって、両者を超越的に総合する理念は当面存在しない。「EEC最大の危機」といわれるのはこの意味においてである。

ところで本年1月初め、フランスは5か国に対し1月中旬の理事会に出席する旨を通告し、半年余の空白期間を経てともかく6か国の話し合いの場が復活することとなった。また、フランスは本年初より域内関税を10%引き下げることを決定した。これにより6か国の域内関税は発足以来基準関税(1957年初現在の水準)に比し80%引き下げられたことになり、関税同盟の進展は順調であるといえる。かかるフランスの態度変化の裏には、昨年12月の大統領選挙におけるドゴール大統領の意外な苦戦が大きく影響したものとみられる。EECにより大きな恩恵を受けてきたフランス経済界とくに農民層はドゴールの強硬態度にかなり批判的であり、これがドゴール苦戦の原因の一つとなつたとみられる。ドゴール大統領としても、こうした現実を見てはさすがに強硬態度をいくぶんなりとも修正せざるを得なかつたのであろう。とはいえ、これによりEECの危機が克服されたとみることはまだできない。さしあたり問題となるのは①第3段階移行後の理事会の決定方式、②EEC委員会の人事問題の2点であろう(そもそも問題点であった独立財源と欧州議会に関する提案はその後委員会が撤回したため消滅している)。①

につきローマ条約では多数決制(17票中12票)を規定しているが、フランスはこれを修正し重要問題については全会一致制を続けることを主張する公算が大きい。これに対し5か国がどの程度譲歩するかは全く未知数である。②については、ドゴール大統領はかねてハルシュタイン委員長の再任に反対の意向と伝えられるが、西ドイツでは留任を支持する空気が強いだけに、かなりの波乱が予想される。このほか本年のEEC予算、対外共通関税率の調整、3機関の統合などの問題が未検討のまま残されており、フランスがようやく話し合いに応じるとしてもこれらの諸問題が一挙に解決するとは思われない。いずれにせよフランスにドゴール大統領が存在する限り、その国家意識とEECの統合理念との対立を調整することはきわめて困難な問題だと思われる。

このようなEECの難航は、加盟6か国に対してはもちろん、対外的にも少ながらぬ影響を及ぼしているが、さしあたり最大の問題はケネディ・ラウンド(ガットにおける関税一括引下げ交渉)に与える影響であろう。EECは昨年9月16日までにガット事務局に対し農産物に関する関税引下げの具体案を提出することとなっていたが、EECの態度がまとまらぬため未提出のままとなっており、このため農産物の本交渉開始の見通しは全く立っていない。ケネディ・ラウンドを進める前提条件となっている現行の米国通商拡大法(大統領に5年間に関税を50%引き下げる権限を付与している)が明年6月末に失効することから考えれば交渉の再開は急務であるが、最近の米国内の動きから見ると、少なくとも交渉成立の見通しがたたない限り、通商拡大法の延長も困難とする見方が強い。

農産物のみならず鉱工業製品についても問題は残っている。昨1964年11月に各国から一括引下げの例外品目表が提出され現在関係国内で品目調

整の作業が進められているが、各国の利害対立からこれまた遅々としてはかどっていない。

他方ガット自体の最近の問題に目を転ずれば、ケネディ・ラウンドのほかにも、①米加自動車協定の実施、②豪州・ニュージーランド自由貿易協定の締結、および③豪州の低開発国に対する特恵供与などの諸問題がある。①は米国・カナダ間に自動車および自動車部品の無関税貿易を認めるものであり(昨年10月成立、1月に遡及実施)、米国はガットに対し最恵国待遇条項のウェイバーアクションを申請、ガットは僅少差ではあったが結局これを承認した。②は豪州・ニュージーランド間の貿易につき関税の撤廃ないし引下げ、輸入数量制限の廢止を定めたものであるが(昨年8月成立、期間10年本年初より発効)、ガットはまだこれを承認していない。③の問題とあわせて、加盟国間で平等に最恵国待遇を与え合うというガットの原則に反する地域主義的傾向の台頭がこのように目立ってきたことは注目を要しよう。こうした動きは現在のところは部分的なものにすぎないが、かりにガットの中心をなすケネディ・ラウンドの実施がいたずらに遅延を続けるならば、この傾向が次第に強まる懸念があることは否定できないであろう。その意味からいっても、EECがすみやかにガットの場に復帰し、ケネディ・ラウンド実現の条件が整うことが今後の世界貿易の発展のために必須とされるわけであるが、その見通しが楽観できないのはすでにみたとおりである。もちろんEECやガットが発足以来積み上げてきた成果を顧みれば、経済統合なり自由貿易なりの理念がそう容易に崩壊することはあるまいとの見方もできよう。いずれにせよ自由通商体制の発展のためにには、EECガット、さらには米国などの新政策の展開が大いに注目される段階といわなくてはならない。

(2) 国際通貨問題の進展

国際通貨問題は、昨年のIMFワシントン総会を契機に大きな進展をみせた。昨年の最大の成果は、IMF総会と並行して開かれた10か国蔵相会議において、国際通貨改革問題を「検討」の段階から「交渉」の段階に一歩進めることができたことである。すなわち、同会議のステートメントは「将来の国際準備の必要量を十分確保するため、可及的すみやかに不慮の事態に対処する方策を(contingency planning)たてることが重要である」と結論するとともに、その実現のための今後のスケジュールを明らかにした。これによると、(1)10か国蔵相代理会議は、新準備資産の創出を含む国際通貨制度の改革について折衝し、合意に達した範囲とその進捗状況を66年春の蔵相会議に報告する。(2)基本的な点について合意が得られ次第「第二段階」に進み、より広い範囲での国際的討議(a broader consideration)を行なう。(3)この間10か国グループとIMF理事会の連係を強化することとされている。

国際通貨問題をめぐる準備通貨国と欧州大陸諸国の立場の相違が依然大きく残されていることは否定できない。すなわち米国は、同国の国際収支改善後に予想される国際流動性不足を念頭に置いて国際通貨制度改革の必要性を主張しており、制度改革の主眼は将来の国際流動性増強対策にあると考えている。これに対し、欧州大陸諸国の国際通貨制度改革論議は、米国の継続的な国際収支赤字に対する批判、さらにそれを許してきた現行体制に対する不満に根ざしており、国際通貨制度の改革についても、あくまで金融節度の確立に重点を置いてこれを考えている。

このような二つの対立した立場は、新準備資産と金との関係、IMFの役割、参加国の範囲、議決方式などの重要な点についての意見対立となつてあらわれている。それだけに、国際通貨問題が

今後の折衝を通じてどのような具体的結論に到達するかの見通しは困難である。しかしいずれにせよ、主要国が国際通貨制度を改善する必要を認め、さらにそのための意見調整に乗り出すこととなつた意義はきわめて大きいといふべきであろう。

もとより、ここと至る途は決して平坦ではなかった。たとえば、ドゴール大統領が昨年2月、金本位制度復帰を提唱し、現行金ドル体制擁護の立場をとる米国に真向から対立する態度をあらためて明確にしたことは、国際通貨問題解決の見通しをきわめてむづかしいものとしていた。にもかかわらず国際通貨問題に関する議論がその後大きく進展したのは、これまで現行体制の漸進的改革を唱えていた米国が、国際収支の改善を背景に7月に至って国際通貨会議を提案し、国際通貨問題に積極的に取り組む態度を明らかにしたことによるところが大きい。またオッソラ・グループの研究により問題の焦点が整理されたことも論議の進展に役立った。

昨年のIMF総会の成果として、いま一つ注目されるのは、国際通貨問題が低開発国を含むIMF全加盟国の利害にかかわる問題であるとの認識が高まることである。もともと欧州大陸諸国は、国際通貨問題は低開発国の資本不足問題とは別個のものであるとして、低開発国を国際通貨改革の論議に参加させることに反対してまた、これに対して米国は問題の性質が異なることを認めつつも、低開発諸国に対する政治的配慮もあって、国際通貨問題を低開発国を含めた全世界の問題として処理しようとし、欧州大陸諸国と対立していた。しかしIMF総会において、低開発諸国が国際通貨問題を全加盟国の関心事であるとし、改革の討議には低開発国の発言を認めるべきであると強調したため、欧州大陸諸国としても先進国だけでこの問題を処理しようという従来の態度をあら

ためざるをえなくなってきたわけである。IMF総会で「国際通貨問題は全世界の問題である」という主張が承認されたかたちとなり、また前述した国際通貨問題に関する今後のスケジュールでも、第二段階以降では討議参加国の範囲を拡大する方針が認められたのは、そうした事情によるものである。

以上のほか、現在の準備通貨であるドルの恣意的な金転換やポンドから他通貨への転換によって通貨体制の動揺と国際流動性の減少が起りかねないといった現行体制の不安定性を、何らかのかたちで是正する必要があるとの考え方が強まつたことも重要な点である。この問題は、金保有率の平準化などをねらいとするコモン・リザーブ・ポリシーの実施の可否ともいうような形で、今後10か国グループ部内で活発な検討が行なわれることとなろう。

(3) 南北問題解決への動き

1964年春の国連貿易開発会議においては、いわゆる南北問題の核心が浮きぼりにされ、かつこれが世界的な課題として検討されることとなったが、65年は、いかにしてこれを具体化していくかについて大きな努力が払われた年といえよう。

すなわち、4月には国連貿易開発会議(UNCTAD)の下部機構としての第1回国連貿易開発理事会(TDB)が、54理事国参加のもとにニューヨークで開催され、国連貿易開発会議の諸勧告に関する具体的検討を開始した。本会議においては、上記具体的検討を一次産品、製品・半製品、貿易外融資、海運の4常設委員会に付託するとともに、上記勧告に対する先進諸国の実施状況を定期的に審査するなどの今後の作業計画を採択し、さらに8月ジュネーブで開催された第2回理事会では、機構、組織作りについての論議が進められた。このように南北問題解決の動きは次第に具体的段階にはいるに至ったが、この間先進国では本

問題の重要性に対する関心が高まり、その解決に對して漸次積極的な姿勢を示したことが注目される。

先ず2月のガット特別総会においては、低開発諸国の貿易拡大をはかるため、先進国に対して低開発国産品に対する貿易障壁(関税、輸入割当、内国税等)の除去を一方的に義務づける趣旨のガット規約改正が正式に承認された。さらに上記規約改正の目的達成を助長するため、低開発国の貿易ならびに開発問題を総轄する貿易開発委員会が新設され、低開発国の輸出関心品目の設定、特惠問題などの検討が開始された。またD A C(開発援助委員会、O E C Dの下部機構)は、最近における低開発諸国の対外債務の返済ならびに利払い負担が増大し、外貨事情をいっそう深刻なものとしている現状を重視し、7月、「低開発国に対する政府援助のうち、贈与が70%に満たない国は、原則として今後3年以内に政府援助の80%以上を贈与または長期(25年以上)、低利(年利3%以下)の借款とするよう努力すること」を内容とする援助条件緩和の勧告を行なった(英國、カナダは勧告後すでに条件の大緩和を実施)。また9月開催されたI M F、世銀のワシントン総会でも、低開発諸国の対外債務返済負担が重大な問題となっていることが指摘された。これに基づき世銀では低開発国に対する民間投資促進のための「国際投資紛争解決センター」の設立を進めており、一方I F Cでも払込資本金の4倍まで世銀借入ができるよう世銀・I F C間の協定を改訂するなど資金面の強化をはかっている。

これに対し、最近における低開発諸国側の動きをみても、先進国側からのいわゆる自助の強い要請に応え、地域的経済協力を通じて相互の貿易を拡大し、また開発計画を推進して行こうとする動きが強まっている。昨年12月、地域経済協力推進の中核としてのアジア開発銀行の設立が決定した

のは、この最も端的な現われといえよう。さらに、中南米ではアメリカの強力な支援のもとに米州開発銀行が活発な動きを示しており、またアフリカでも昨年11月発足したアフリカ開発銀行も着々その体制を固めつつある。このほか、特に人口の多いアジア地域では、昨年3月のエカフェ総会において、経済成長の最大の阻害要因となっている農業生産の不振に対処して、食糧生産の増強に施策上の最優先順位を置くことが必要である旨強調され、これに同調する国が増えている。つづいて昨年11月のF A O(国連食糧農業機構)ローマ会議でも「食糧の増産と人口対策の必要性」に議論が集中したのも、こうした各国の態度の現われといえよう。

このように南北問題は、国連などを中心にこれを専管する機構づくり、ないしは、今後の作業計画が決定されたことにより、これまでの抽象的論議の段階から、具体的検討の段階にはいったといえよう。しかしながら、こうした事態の具体化につれて、新たな問題が発生し、同時に本問題解決の容易ならざることが漸次明らかになってきたことは見のがせない。

その一つは、国連貿易開発会議の性格に関する先進国と低開発国との意見の対立である。すなわち先進国側は、国連貿易開発会議をあくまで「勧告」の機関にとどめ、その実施は条約上の拘束力をもつガットなど既存機関にゆだねるべきであるとするのに対して、低開発国側はこれを勧告とともにその「実施」機関たらしめ、新規、既存機関のいかんを問わずあらゆる機会を利用して南北問題の解決促進をはからうとしている。

第2は南北問題の解決方法について、先進国間の利害関係からその意見が必ずしも一致していないことである。すなわち、米国、英國、日本などは南北問題を原則として全地域的な観点にたって処理すべきであるとの態度をとっているのに対

し、フランスなどE E C諸国はアフリカ旧植民地との提携強化を通じてその地域的解決を企図している。

一方低開発国側においても、先進国に対し強い團結と一致した発言を示しつつも、事実は、すでに一昨年アフリカ18か国がE E Cと連合協約を締結し特恵関係を結んだほか、中南米諸国も米州開発銀行などを通じて米国との経済的連係の緊密化をはかっており、またアジアにおいてもエカフェを中心に域内貿易自由化構想などによってわが国に対し援助と譲歩を求めるなど、地域的解決をはかる動きが目立っている。

このほか、昨年、国際錫協定や国際砂糖協定の改訂にあたり、義務的買付量や買付価格などをめぐる先進・低開発国間の利害対立からその交渉がかなりの難航を示し、現にこうしたもつれから国際ココア協定の締結が不成立に終わったのをはじめ、さらに本年前半開催予定であった第2回国連貿易開発会議が明春に延期されることとなったのも、南北問題の具体化が進むにつれてこれの解決が容易でないことを示している。しかしながら、南北問題の重要性はますます増大しており、今や本問題の解決なくしては世界経済の順調な発展は期待し難い状況に立ち至っている。特に南北問題の解決が貿易にしても援助にしても単に量の問題だけでなく、質の面からもその解決が進められなければならない段階に達していることは注目を要するところである。

このような情勢の下において、わが国のアジアなど低開発国に対する経済協力の動きを振り返ってみると、これまでの援助は賠償の支払を主体とし、これに政府ベースの借款と民間投資が伴うというのが少なくとも戦後の姿であった。しかし賠償支払の一段落やわが国の援助政策に対するアジア諸国および欧米先進国の双方からの強い要請と不満の高まりとともに、わが国は経済協力の在り

方について根本的に再検討を余儀なくされつつある。

この意味で昨年来、わが国が韓国、台湾など近隣諸国に対する援助を強化する一方、アジア開発銀行の設立に積極的役割を演じ、低開発国に対する経済協力に一段と積極的姿勢を示していることは、注目される動きであり、今後わが国は、上記双務的あるいは多角的援助を併用しつつアジアなど低開発諸国と持ちつ持たれつの関係を長期的に強化育成していくことが肝要であろう。

(4) アジア開発銀行の設立決定

アジア開発銀行の設立構想については、かねてからアジア諸国の経済協力推進の一環としてエカフェ(国連アジア極東経済委員会)を中心に検討されてきたが、昨年急速な進展を示し、12月に至って銀行設立が正式に決定された。これはアジアにおける経済協力推進の最も有効かつ具体的な決め手を得たという意味でまさに画期的な発展であった。

アジア開発銀行の設立は、1963年以来アジアにおける地域経済協力の一環として提唱され、1964年には専門家による基本構想の段階にまで進んでいたのであるが、昨年にはいり3月、エカフェ第21回総会はこの問題をエカフェにおける最優先の重要課題として採りあげ、域内外諸国との協議ならびに銀行の定款案作成にあたる諮問委員会の設置を内容とする同行の設立促進決議を満場一致で採択した。これに基づき設置された諮問委員会(日本、タイ、マレーシア、フィリピン、南ベトナム、インド、パキスタン、セイロン、イランの域内9か国で構成)は、6月、バンコックで開催され、討議を行なったのち域内外諸国ならびに国際金融機関を歴訪、協力方を要請した。次いで10月、エカフェ域内外31か国による政府代表者会議が開催され、上記諮問委員会が作成した協定草案などの検討が行なわれた結果、銀行の設立協

定、銀行発足までの中間取決めが満場一致で採択された。さらに11月末、マニラで開催されたエカフェ域内閣僚会議においては、同会議最大の焦点であった銀行の本店所在地をマニラに決定したほか、協定案を正式に承認、引き続き欧米諸国を含め参加予定国全員により開催された全権会議では、その大部分が直ちにそれに調印した。

このようにアジア開発銀行の設立が、昨年、急速に進展したのは、①アジアの低開発諸国がアジア地域全体の経済発展の原動力として地域開発銀行の演ずる重要な役割を痛感するに至ったことのほか、②先進諸国においても南北問題に対する認識が高まり、わが国においてもとくに対アジア経済協力の必要性があらためて強く認識されてきたこと、③さらに米国が最近のベトナムを中心とするアジア情勢緊迫化の下で、アジア諸国の民生安定をはかるため10億ドルの資金拠出を行なう旨宣言するなどアジア地域の経済協力の強化にきわめて積極的な姿勢を示してきたことなど銀行設立の必須要件とされていた先進諸国からの資金導入に目途がついたことによるものである。

かくて本銀行の設立決定により、アジアの経済開発は新時代を迎えることになった。これは従来ともすればまとまりを欠いていたアジア諸国が自らの総意に基づき、自ら相当の出資を行ない、アジア全体の地域経済協力推進に向かって具体的な一步を踏み出したのみならず、先進工業諸国との新しい協力態勢を確立したという意味において画期的なものである。これまでとくに抽象的な討議の場にとどまっていたエカフェは、ここにアジア開発銀行という強力な実施機関を得ることによって、従来にも増してその重要性を高めるものと思われる。

今回設立決定をみたアジア開発銀行の内容は次のとおりである。①銀行は、域内諸国全体の経済成長と経済協力を促進し、とくに域内低開発国の

経済開発に寄与することを目的とする、②銀行の役割は、域内開発のため追加的な資金を調達し既存の金融機関の活動を補完するほか各国の開発計画に技術援助を与え必要に応じて計画の相互調整をはかることがある、③加盟国はフカフェ加盟国、準加盟国のか、国連または国連専門機関に加盟している域外先進国とする、④資金は、資本金(授權資本金、10億ドル)ならびに借入金から成る通常資金、特別基金(払込資本金から一部繰り入れる)、信託基金により構成される、⑤業務としては、域内経済協力の促進に寄与するような農工鉱業のプロジェクトに対して信用を供与(融資、保証、投資)するほか技術援助を行なう、この場合融資対象国は域内低開発国に限り、またこれに伴う物資またはサービスの調達は原則として加盟国に限定する、⑥投票権総数の20%を基本票、80%を出資額に応じた比例票とする、⑦最高意思決定機関として総務会、執行機関として理事会をおく、⑧本店をマニラに置く。

設立協定は本年9月末までに批准されることになっているが、この間、設立準備委員会が本年1月中に発足し、銀行設立の具体的準備を進め、おそらくとも本年後半には銀行の発足が見込まれている。アジア開発銀行の今後の運営にあたっては、限られた資金を最も効率的に運用することが要請されるとともに、アジア人によるアジア開発銀行といふいわゆるアジア的性格と、先進国から資金を導入するという地域を越えた国際的性格とをいかにうまく調整していくかということが最大の課題とされよう。この意味で域内における唯一の先進国としてわが国の果すべき役割はきわめて重要であり、これを契機に質、量の両面において経済協力の拡大充実を図ることが必要とされよう。また同時にわが国は、アジア諸国との相互理解を深めるためエカフェ、アジア開発銀行をはじめセアンザ(東南アジア、大洋州中央銀行総裁会議)など

あらゆる機会をとらえて、アジア諸国の人達とのパーソナルコンタクトを深め、国際協力の基盤醸成に地道な努力を払う必要があろう。

(5) コメコンの動きと東西貿易

昨年のコメコン各國の動きにおいて注目すべきことは、中ソ対立の激化などを背景に各國の自主性が一段と高まり、西側先進諸国との経済交流が活発化したことであろう。一方コメコン自体の経済協力活動の面では、ユーゴのコメコン下部機構への参加、合弁事業の若干の進捗以外には、それほど大きな進展はみられなかった。

まず機構のうえでは、昨年1、2月の第19回コメコン総会で、従来コメコンとは関係をもたなかつたユーゴが投票権をもたない準加盟国として、総会およびコメコンの下部機構である21常設委員会のうちの金融財政、外国貿易、機械製作など7委員会に参加を承認され、コメコン活動に協力することになった。次に経済協力面では、既設の総合電力網に1964年のルーマニアに続いてブルガリアが参加、この結果アルバニアを除く全東欧諸国が電力供給の便をうけることになった。合弁事業としては、チェコ・ソ連間に天然ガスパイプラインの建設が行なわれ、またチェコ・ブルガリア間には銅鉱・硫黄の開発・精製についての技術協力が行なわれることになった。さらに、ハンガリー・ブルガリア間では食品機械製造の協業が実現した。生産の専門化の面では、とくに機械製作部門の専業化がかなり進捗し、現在2,000種以上の機械の生産分業および規格化などが進められている。また昨年7月には、ブダペストにおいて、冶金協力機構(インテルメタル)における最初の鉄鋼製品交換会が開催された。

一方金融決済面では、1964年1月コメコン内における多角決済と貿易金融の実施をねらいとして設立された国際経済協力銀行(いわゆるコメコン銀行)がその活動の第2年度目にはいり、その決

済額も若干増大、ようやく軌道に乗り出した模様である。ちなみに1964年中の決済総額は230億振替ルーピルに達した。しかしこの決済の大部分は、従来どおり2国間清算方式によって行なわれ、多角決済の部分は少なかった。1965年もこの事情に大きな変化はみられなかった模様である。このように多角決済が円滑に行なわれるのは、多角決済を行なうための前提条件である加盟諸国の価格制度、公定為替レートなどの問題がいまだ合理的に改善されていないためである。すなわち同一商品には同一価格といわれながら、実際にはそうでなく、同一商品でも取引相手国によりその価格が相違する場合がしばしばであること、また加盟諸国の公定為替レートが実勢と遊離していることなどである。このような事情から、各加盟国の振替ルーピル建残高の実質価値が異なり、多角的振替決済が円滑に行なわれ難い状況にある。

また、コメコン銀行の資本金(3億振替ルーピル)の一部を金、外貨で払い込む問題については、昨年来コメコン執行委員会において再三検討を加えられた結果、昨年12月資本金の10%を金、外貨で本年内に払い込むことに原則的な合意をみた模様である。これは同銀行に貸越残高を有するポーランドその他東欧諸国の強い要望に沿うものであるが、これによって貸越残の一部を金、外貨に交換しすることにもなり、外貨資金繰りの窮屈な東欧諸国にとっては大きな利益となろう。もっともこの措置は、振替ルーピルに自由交換性を付与することを意味するものではない。この問題は、コメコンの統一価格形成の未解決からして、その実現は将来の課題にとどまっている。

ところで、コメコン諸国は、農業生産の回復とこれに伴う工業生産の増大を主因に若干上向きつつあるが、なお成長鈍化の傾向を脱却するまでには至っていない。このため東欧諸国は、さきにみたとおり、企業に対する自主性の付与、利

潤の重視など企業管理方式の改善を行ない、また海外から先進技術を輸入するなど経済効率の向上に努力している。しかし、多角決済も所期のごとく進まず、コメコン域内における生産活動および技術の調達にも限度があることなどからして、必要な機械、設備類を先進西側諸国から入手したいという希望には根強いものがある。

このような事情ならびに中ソ関係の引き続き悪化などを背景として、東西貿易は昨年もかなり伸長した。すなわちいまのところ上期中の数字しか明らかでないが、主要自由諸国(13か国)の対共産圏貿易(通関額)は、輸出が前年同期比24%増、輸入が12%増(前年中では輸出13%、輸入12%の増加)と伸び、年間全体としてもかなり大幅に増大したものとみられる。

とくに、わが国の対共産圏貿易の伸びは引き続き顕著で、昨年1~10月(通関)の輸出は前年同期比27%、輸入は21%とそれぞれ増加を示している。しかし、1964年中の急増(輸出53%、輸入62%の各増)には及ばなかった。しかも昨年の増加は、中共貿易の伸び(輸出71%、輸入50%の増加)によるものである。わが国の対ソ連およびその他コメコン諸国との貿易では、輸入が7%の増加にとどまり、一方輸出はむしろ4%方減少した。

今後の東西貿易の見通しとしては、まず国際情勢の動向いかんに左右されるところが大きいことはいうまでもないが、コメコン諸国の技術革新熱はかなり強く、また中共は、ソ連はじめコメコン諸国との貿易縮小を西側との貿易拡大によって打開しようとしており、一方西側諸国もソ連、東欧市場の開拓に努力していることなどから、東西貿易は今後とも引き続き拡大するものとみられる。しかし、共産圏側の輸出可能品目(主として工業原材料、燃料等)およびその輸出余力には一定の限界がある。また、西側諸国が共産圏側の輸入プラント類の安値引合あるいは長期延払い要求に対

しどの程度応じうるかどうかという問題、さらにもソ連が本年から実施するコメコン諸国との長期貿易協定(5か年)において、同国の輸出原材料価格なかなかんずく石油など工業用燃料の割高是正を図るなど、対コメコン諸国あるいは域内各国相互間の貿易を促進しようとする動きもあるので、今年の東西貿易には従来のような大幅な伸びは期待されないのでないかと思われる。

4. む す び

すでに指摘したように、世界経済は本年も主要工業国を中心に引き続き拡大基調をたどるものと思われる。米国経済が力強い発展を続けるとみられるほか、西欧ではフランス、イタリアの景気上昇を中心と少なくとも昨年並み程度の成長が見込まれ、またわが国の景気回復も期待されるからである。

もとより、このような世界経済の拡大見込みの中にも、今後に予想される問題点は決して少なくない。第1に、欧米諸国の当面しているインフレ問題が今後どのような展開をみせるかということである。すでに米国では、供給余力の減退やベトナム戦費の増大などに伴いインフレ懸念がかなり濃化している。こうした情勢からみて、今後金融引締めが強化される可能性が多く、また財政面では減税の継延べから一歩進んで増税措置が打ち出される公算もある。さらに对外直接投資規制の強化という形で、ドル防衛策が強化される見通しも少なくない。しかしかりにそうした動きが強まったとしても、現在の米国経済の力強い拡大基調からみて、成長率自体が目立って鈍化するといった事態は起らないであろう。むしろ問題は、その結果として国際金融・資本市場にどのような影響が及ぶかという点にある。とりわけ欧州の金融・資本市場では、旧ろうの米国公定歩合引上げおよび对外投融資規制の改訂、強化に対する適応過程

が必ずしも一巡していないとみられるだけに、米国の金利水準がさらに上昇し対外投資規制がさらに強化されるとすれば、欧州における資金需給のひっ迫と金利の上昇傾向がさらに強まることは不可避となろう。

一方、欧州諸国でも、インフレ問題にいかに対処して行くかが、引き続き重大な政策課題となる。欧州諸国のインフレの特徴は、労働力需給のひっ迫を背景としたコストインフレであり、米国のインフレとはやや性格を異にしている。多くの欧州諸国で、金融・財政政策のみならず所得政策の活用が叫ばれ、現にこうした政策手段多様化への努力がみられるのもそのためである。ここで見のがせないのは、コストパッショの抑制が結局は安定成長の実現に繋がるという認識を各政策当局が持っている事実である。つまり西欧では労働力不足に基づく賃金の上昇が、企業利潤の圧縮ないし内部留保の減退を通じて企業の投資意欲を弱め、これが成長を妨げる主要因となっている。政策当局は引締め態勢をとりつつも、反面では企業の近代化、合理化投資を側面から支援し、また低生産性部門から高生産性部門への労働力移動を促進するため労働市場対策を積極的に展開しつつあるが、これは労働需要のひっ迫、コストパッショという情勢の下で安定成長を図ろうとする国が当然とるべき政策の方向を示すものである。このことは、昨今労働需給の引締まり、消費者物価の著しい上昇を経験しつつあるわが国にとっても見のがせない点であろう。

問題の第2は、世界経済の拡大基調の中にあって産業の再編ないし企業の体質改善への動きが一段と強まるとみられる点である。すでに技術革新を背景として、好況過程においても産業ないし企業の浮沈が次第に目立つようになっているが、とくに鉄鋼や繊維などについて世界的な設備過剰が問題視されている一方、好調業種においても石油

化学(イタリア)、電子工業(フランス)等の部門で企業合同の動きが表面化している。いずれにせよ今後は好不況業種を問わず、国際間の競争がいつそう激化することは避けられないであろう。

第3に、低開発国、ことにアジア諸国の経済が容易に停滞から脱けきれないとみられることである。1次産品市況は昨秋来下げ止まりないし反発の気配をみせているが、アジア諸国では慢性的な食料不足に加え、軍事緊張や政情の不安が経済の発展を困難にしており、しかも、こうした傾向は早急には改善されないとみられる。

アジア諸国はわが国の輸出市場として重要な比重を占めているだけに、その経済停滞はわが国の輸出に悪影響を及ぼす懸念が少くない。しかし問題はたんにわが国の輸出にどのような影響が及ぶか、という点だけにあるのではない。本年はアジア開銀発足の年でもあり、わが国としては、アジア諸国に対する開発援助をいかに有効に行なっていくかを真剣に検討すべき時期にきている。

もっとも、先進国におけるインフレとの戦いといい、低開発国に対する援助の促進といい、今日世界経済が直面している問題はたんに一国だけの努力では到底解決しないものが多いことも事実である。国際協力の役割が改めて重視されるゆえんはここにある。

金融面に関する限り、確かに国際協力は近年著しい成果をあげたといえる。これまで主要国中央銀行による支援措置によってポンド不安が克服され、また10か国グループによる国際通貨制度の改革論議が新しい進展をみたのがそれである。しかし世界経済の当面する諸問題の重大性からみれば、国際協力の進展はまだ十分満足すべき状態にあるとはいえない。当面最も重要と思われる低開発国問題をはじめ、主要国の金利調整の問題、さらにEECの統合促進、ケネディ・ラウンドの促進など、今後の世界経済の動きを左右する重要な

問題が、いずれも解決の方向さえ見いだされていないのである。国際通貨制度の改革問題にしても、新準備資産をどのような方法で創設するかについてまだ全く明らかでないのが現状である。もちろん現代世界が主権国家の集まりであり、そこには各国の複雑な政治的利害関係が伏在している以上、国際的見地からの問題解決が決して容易でないこともまた当然であろう。しかし長期的にみた場合、こうした諸問題の解決なくして世界経済の安定的発展がありえない以上、今後、迂余曲折はあるにせよ国際協調は国際経済政策の主要路線となっていくであろう。

こうした世界経済の動向いかんが、わが国の輸出環境や資本取引などの面に影響を及ぼすことは

いうまでもない。ただ注意すべきは、世界経済のわが国経済に与える影響をたんに受動的に注目するだけでなく、わが国の経済動向が世界経済に影響を与える一つある事実をも忘れてはならないという点である。わが国の経済規模はO E C D諸国中5%の比重を占めているという事実を見直すべきである。すでに指摘したとおり、本年の世界経済は引き続き昨年並みの拡大を続けるとみられるが、その場合、フランス、イタリアと並んでわが国経済の回復見通しがその有力な要因の一つとして期待されている点を忘れてはならない。と同時にわが国は、アジアにおける唯一の先進工業国として、東南アジアに対しては決定的ともいえる影響力をもっていることを銘記する必要があろう。